

て適切と認めるものを指導員に認定する。

(認定の期間)

第6条 指導員の認定の期間は2年とする。ただし、補欠の指導員の認定期間は、前任者の残任期間とする。

2 指導員は、本人の希望により再認定することができる。

(認定証の交付等)

第7条 指導員に対しては、認定証(別記第1号様式)を交付し、活動に必要な物品を予算の範囲内で支給する。

(認定の取消し)

第8条 指導員が次のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことができる。

(1) 自然保護に反する行為又は指導員としてふさわしくない言動がある場合

(2) 健康上の理由等で指導員としての活動が困難と認められる場合

(報酬)

第9条 指導員の報酬は無償とする。

(活動計画の作成)

第10条 指導員は、円滑な活動を行うため、住所地の地域振興局林務課(球磨地域振興局にあっては森林保全課、熊本市にあっては県庁自然保護課。以下「振興局等」という。)と協議して、活動区域、月別の活動日程等に関する計画を定める。

(報告書の提出)

第11条 指導員は、毎年5月末日までに、前年度1年間の活動内容を熊本県自然ふれあい指導員活動報告書(別記第2号様式)により振興局等に提出しなければならない。

(保険)

第12条 指導員が活動を行うときの事故又はけがに備えるため、予算の範囲内で保険に加入する。

(県の役割)

第13条 県は、研修会、講習会等を開催して、指導員としての活動及び指導員の資質の向上に資する自然環境に関する情報の提供に努めなければならない。

附 則

1 この要項は、平成15年4月1日から施行する。

2 熊本県自然環境保全指導員設置要項(平成7年3月3日告示第128号)は、廃止する。

別記第1号様式(第7条関係)

認定第 号

認 定 証

住 所

氏 名

様

あなたを熊本県自然ふれあい指導員に認定します。

県民の模範として、ふるさとの自然環境を守るために活動いただくようお願いします。

平成 年 月 日

熊本県知事



